

今週の紙面

下北に巨大活断層
 大間原発の建設再開とんでもない
 ノーベル賞 京大・山中伸弥教授
 iPS細胞って!?
 欠陥オスプレイ 存続の謎
 維新かけこみ議員の素顔
 尖閣そこが知りたい
 大津中2 いじめ 学校現場の痛恨

糸井嘉男 日ハム 16
 温暖化とイネ 最前線 18 19
 よみがえる吉田隆子 20
 筒岡慧子 31
 今村文美 前進座 31

伊藤 淳史
 「猿飛三世」で時代劇初主演 36

定価(税込) 1ヵ月800円
 (郵送は別途送料234円) 1部200円
購読申し込み
 ☎03(3403)6111
 日刊紙 月3400円(千1380円) 1部120円
 郵便振替口座 00180-6-194897
 ©日本共産党中央委員会 2012年

扶養義務の履行について (照会)

あなたの にあたる次の方は、生活保護法による保護を申請していますが、生活保護法を適用するにあたっては、民法による扶養義務者の扶養をまず実施していただくことになっています。

つまり、扶養義務者は事情の許す限り少額でも援助しなければならない義務がありますので、次の方に対してどの程度援助できるのか、別紙により回答して下さい。

生活保護の扶養義務通知で、横浜市の女性(後の姿)と話す中野さん。女性に届いた通知書の表紙の



政府いつそこの義務化狙う

突然!! 扶養義務!! 通知

人ごとじゃない 生活保護

貧困に苦しむ国民の最後の「命綱」。それが生活保護制度です。いま、政府・与党や自民党などから、生活保護費の大削減をめざす動きが。その手段の一つが、親族の扶養義務の強化です。あなたにも大きなかわりが。

坂本健吾記者

「扶養義務の履行について(照会)」岡山県総社市の女性(81)は6月、こんな通知を受けました。発送者は隣の倉敷市。生活保護を岡市に申請した兄の扶養を求める内容でした。通知は冒頭から「生活保護法を適用するにあたっては、民法による扶養義務者の扶養をまず実施していただく」「扶養義務者は事情の許す限り少額でも援助しなければならぬ」と記載。月収、資産、支出状況の記入と、源泉徴収票、ローン返済予定表など証拠書類の添付を求めています。

「びっくりした」と女性。兄とは疎遠で、住所も知らなかったと言います。女性は夫を病気で亡くしたばかりで年金月数万円、賃貸住宅での一人暮らし。週4日、デイサ

「1人に入っています。」「わが家のごでいっばいで、とてもきょうだいの世話はできない。」「困った女性は、地元の中田啓司さん(岡山県生活と健康を守る会連合会副会長)に相談し、「扶養できない」と回答しました。倉敷市の担当者は「文書はきついかもれないが、問い合わせがあれば『できる範囲で』と言っています(生活福祉課)と話します。しかし、厚生労働省は9月末、生活保護見直しを検討する社会保障審議会の特別部会に、「扶養が困難と回答した扶養義務者は、理由を説明しなければならぬ」という扶養義務強化の改悪案を示しました。そのことを知った先の女性は、「でんすかから…」と涙ぐみました。4面につづく

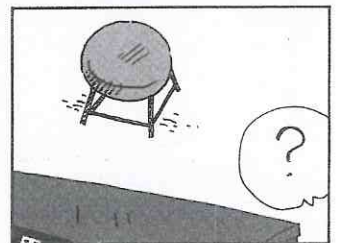
「生活保護を守れ」「扶養義務の厳格化に反対」との声が上がった首相官邸前の行動＝3日



生活保護 扶養義務強化 これじゃ共倒れ

ちくみろの 小宮大言

その431



隔週掲載

生存権が空洞化する

生活保護法では、扶養義務を果たすことは保護開始の条件ではありません。保護を受けた場合、扶養義務者から仕送りがあれば、その間の話し合いで決めるのが



花園大学
社会福祉学部教授
吉永 純さん

生活保護法では、扶養義務を果たすことは保護開始の条件ではありません。保護を受けた場合、扶養義務者から仕送りがあれば、その間の話し合いで決めるのが



生活保護制度の改悪反対を訴える、生存権裁判を支援する全国連絡会の人々たち＝5日、厚労省前

「私も生活保護水準」援助求められた女性

改悪なら貧困増える

野田内閣は、2013年度予算の概算要求組み替え案(8月に閣議決定)で、生活保護の見直しをはじめとし、合理化をすすめる方針を明らかにした。効率化に最大限取り組み、極力圧縮に努める



これが扶養義務強化の厚労省案

- ・福祉事務所が必要と認めた場合、扶養が困難と回答した扶養義務者は理由を説明しなければならない
- ・現行に加え、過去に生活保護を受給していた者と扶養義務者も調査対象にすることを明確化
- ・福祉事務所の照会に対し、官公署(税務署など)の回答義務を創設
- ・福祉事務所と扶養義務者の間で協議が調わなかった場合、家庭裁判所に対する調停等の積極的活用を図る

※社会保障審議会・生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会(9月28日)資料から

扶養(援助)を優先的に受けることが前提となっており、(石川県羽咋市)「こどもいっしょ」優先とは、申請者が親族から仕送りを受ければ収入として認定し、その分保護費を減らすという意味です。扶養がなくとも保護費を受けられることはできません。小宮山洋子厚労相(当時)も国会で次のように「扶養義務者がからの扶養は、保護を受給する要件、前提とはされていません。そのため、扶養義務(課税)というものは、国民の自立と「家族相互及び国民相互への対策についてほとんどふれていません。総額へは、3、6カ月で仕事をみつけるよう厳しく求めています。雇用の上で直しや年金の充実なく、生活保護が増える原因に対処したままともな解決策を行わずに、扶養義務の履行強化などで引き締めを図ろうとしているのです。これは、国民の生存権を国が保障する上での憲法25条を空洞化させるものです。」

調査に回答しないと家庭裁判所に調停・審判を申し立てる可能性に言及する照会文書も、福祉事務所と扶養義務者の間で協議が調わなかった場合は、福島市の女性(55)です。母親の生活保護受給で、何度も扶養を求められました。女性はいんてい、女性に介護ヘルパー、同居の息子はアルバイトで生活。国民健康保険料を払えず滞納し、低所得のため国民年金保険料の免除を受けています。扶養義務を強化する厚労省案に「これでは共倒れになってしまいます。親族も生活水準は高くないのに、厚労省は美態を分かっています。やめてほしい」。全国生活と健康を守る会連合会事務局長の前田美津恵さんは「今でも扶養調査を理由に生活保護の申請をあきらめ、北九州市などでは餓死事件も起きています。扶養義務が強化されれば、いっそうひどくなり」と訴えます。